

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人紹応会河田産婦人科医院
① 社団（出資持分あり）
② その他
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市佐伯区海老園一丁目 2 番 13 号
- (3) 設立認可年月日 平成 15 年 1 月 31 日
- (4) 設立登記年月日 平成 15 年 2 月 17 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	河田産婦人科医院	広島市佐伯区海老園一丁目 2 番 13 号	一般病床 15 床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 3 年 5 月 29 日 令和 2 年度決算の決定
令和 4 年 3 月 31 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 紹心会 河田産婦人科医院

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 広島市 佐伯区 海老園 1-2-13

財 産 目 録
(令和 4年 3 月 31 日現在)

1. 資	産	額	- 541,657 千円
2. 負	債	額	295,285 千円
3. 純	資	産	、 246,372 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,070
B 固 定 資 産	495,587
C 資 産 合 計 (A+B)	- 541,657
D 負 債 合 計	295,285
E 純 資 産 (C-D)	、 246,372

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 紹応会 河田産婦人科医院
 所在地 広島市 佐伯区 海老園 1-2-13

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	46,070	I 流動負債	63,624
II 固定資産	495,587	II 固定負債	231,661
1 有形固定資産	401,673		
2 無形固定資産		負債合計	295,285
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	93,914	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	30,000
		II 積 立 金	216,372
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	246,372
資産合計	541,657	負債・純資産合計	541,657

様式 4 - 2

法人名 医療法人 紹応会 河田産婦人科医院
 所在地 広島市 佐伯区 海老園 1-2-13

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	303,425
2 事業費用	364,700
本来業務事業損失	- 61,275
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業損失	
事業損失	61,275
II 事業外収益	3,886
III 事業外費用	1,087
経常損失	- 58,476
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失等	58,476
法人当期純損失	182
当期純損失	58,658

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。



様式 5

法人名 医療法人 紹応会 河田産婦人科医院
 所在地 広島市佐伯区海老園1-2-13

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)



監事監査報告書

医療法人紹応会河田産婦人科医院
理事長 向井啓司 殿

私は、医療法人紹応会河田産婦人科医院の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席する他、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務実行に関する不正の行為又は法例若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 29日

医療法人紹応会河田産婦人科医院

監事